

令和 6 年 度
監 査 結 果 報 告 書
(下 期 定 期 監 査)

東大阪市監査委員

目 次

監査結果報告書

監報第 8 号	1
公民連携協働室	
監報第 9 号	7
市民生活部	
監報第 10 号	15
都市計画室	
監報第 11 号	19
交通戦略室	

監 報 第 8 号

令和7年3月26日

東大阪市監査委員 向 川 茂 弘

同 牧 直 樹

同 菱 田 英 継

同 木 村 芳 浩

監査結果報告の提出について

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定による定期監査等を実施し、同条第9項の規定により監査の結果に関する報告を決定したので提出します。

監査結果報告書

第1 東大阪市監査基準への準拠

令和6年度下期定期監査は、東大阪市監査基準に準拠して実施した。

第2 監査の種類

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項に基づく定期監査等

第3 監査の対象

公民連携協働室の所管事務（主に令和6年度分）

第4 監査の着眼点

今回の監査は、主に令和6年度の財務に関する事務の執行について、その事務が関係法令にのっとり、適正かつ効率的に行われているか、また、令和6年度の定期監査の重点項目として定めた①内部統制、②契約事務、③財産管理の各項目が適正に行われているかを主眼として実施した。

第5 監査の主な実施内容

監査にあたっては、あらかじめ資料の提出を求め関係職員から説明を聴取するとともに、関係帳票の全部又は一部の提出を求め、内容の点検、確認、照合等を行った。

第6 監査の実施場所及び日程

- 1 実施場所 監査委員事務局執務室ほか
- 2 実施日程 令和7年1月21日から令和7年3月26日まで

第7 監査の結果

監査の結果、次のとおり検討又は改善を要する事項が見受けられた。以下に指摘した検討又は改善を要する事項については必要な措置を講ずるとともに、既に是正された等のため報告を省略した事項にも留意し、適正な事務の執行に努められたい。

なお、検討又は改善を要する事項について必要な措置を講じられた場合は、その旨通知されたい。

<検討又は改善を要する事項>

公民連携協働室

1 自治会活動奨励金交付事務について

当室では、自治会活動に関する奨励金の交付の申請及び請求に係る基本事項を定めた自治会活動奨励金交付要綱を制定し、校区自治連合会に対し、奨励金を交付している。

ところで、当該奨励金交付事務において、以下の留意すべき事項が見受けられた。

適正な事務処理をされたい。

- (1) 自治会活動の遂行状況等の調査のために提出を求めている自治会活動奨励金実施報告書（以下「実施報告書」という。）及び自治会活動実施状況調査票（以下「調査票」という。）のうち、実施報告書が提出されていないもの。
- (2) 事業終了前に実施報告書及び調査票が提出されているもの。
- (3) 実施報告書に報告日の記載がないもの。

2 防犯灯設置費補助金交付事務について

当室では、まちを明るくして、夜間における犯罪の発生を防止し、公衆の交通安全と事故の防止を図るため、防犯灯設置費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）を制定し、自治会が設置する防犯灯に係る設置費に対して、補助金を交付している。

ところで、当該補助金交付事務において、以下の留意すべき事項が見受けられた。

適正な事務処理をされたい。

- (1) 要綱改正時において、適正な決裁者が決裁しておらず、必要な合議も行っていないもの。
- (2) 文書取扱規程第 39 条及び第 40 条において、文書の保存期間及び文書分類表について規定されているが、要綱改正起案の保存期間が文書分類表の規定と異なっているもの。
- (3) 要綱において、事業完了後 60 日以内に実績報告書を提出すると規定しているが、事業完了日を確認できないもの。

3 地域研究助成金交付事務について

当室では、市内及び近隣市に所在する 6 大学で行う市の地域に関連する研究活動等を支援することにより本市のまちづくりに資するため、地域研究助成金交付要綱を制定し、助成金を交付している。

ところで、実績報告書の収支決算表に添付された領収証書の写しにおいて、宛名が記載されていないものが見受けられた。

適正な事務処理をされたい。

4 文書事務について

文書取扱規程第 40 条第 3 項において、文書分類表の項目の新設若しくは廃止又は文書分類表の項目の内容の変更については、法務文書課長に依頼しなければならないと規定されている。

ところで、法務文書課長に依頼しないまま、文書分類表の標準行政文書ファイル名を変更しているものが見受けられた。

適正な事務処理をされたい。

監 報 第 9 号

令和7年3月26日

東大阪市監査委員 向 川 茂 弘

同 牧 直 樹

同 菱 田 英 継

同 木 村 芳 浩

監査結果報告の提出について

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定による定期監査等を実施し、同条第9項の規定により監査の結果に関する報告を決定したので提出します。

監査結果報告書

第1 東大阪市監査基準への準拠

令和6年度下期定期監査は、東大阪市監査基準に準拠して実施した。

第2 監査の種類

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項に基づく定期監査等

第3 監査の対象

市民生活部 消費生活センター、医療保険室（保険管理課、資格給付課、保険料課）

国民年金課、医療助成課の所管事務（主に令和6年度分）

第4 監査の着眼点

今回の監査は、主に令和6年度の財務に関する事務の執行について、その事務が関係法令にのっとり、適正かつ効率的に行われているか、また、令和6年度の定期監査の重点項目として定めた①内部統制、②契約事務、③財産管理の各項目が適正に行われているかを主眼として実施した。

第5 監査の主な実施内容

監査にあたっては、あらかじめ資料の提出を求め関係職員から説明を聴取するとともに、関係帳票の全部又は一部の提出を求め、内容の点検、確認、照合等を行った。

第6 監査の実施場所及び日程

- 1 実施場所 監査委員事務局執務室ほか
- 2 実施日程 令和7年1月14日から令和7年3月26日まで

第7 監査の結果

監査の結果、次のとおり検討又は改善を要する事項が見受けられた。以下に指摘した検討又は改善を要する事項については必要な措置を講ずるとともに、既に是正された等のため報告を省略した事項にも留意し、適正な事務の執行に努められたい。

なお、検討又は改善を要する事項について必要な措置を講じられた場合は、その旨通知されたい。

<検討又は改善を要する事項>

消費生活センター

1 契約事務について

委託契約事務において、以下の留意すべき事項が見受けられた。

適正な事務処理をされたい。

- (1) 契約書に、令和2年の民法改正を反映した解除権及び損害賠償に関する条項を規定していないもの。
- (2) 長期継続契約の場合、労働関係法令の遵守に関する報告書を毎年度提出させると行政管理部から示されているが、初年度のみ提出させているもの。
- (3) 5年保存である委託契約に係る文書を、誤った文書に分類し、3年保存としているもの。

2 行政財産の目的外使用許可事務について

当センターでは、所管する土地の一部について行政財産の使用許可を行っている。

ところで、行政財産の目的外使用は、財務規則第149条第1項各号で規定する場合に限り許可することができると規定されているが、使用許可起案に根拠となる条項を記載していない。

適正な事務処理をされたい。

3 施設の使用許可事務について

当センターでは、消費生活センター条例及び同条例施行規則の規定に基づき、研修室の使用許可を行っている。

ところで、消費生活センター条例施行規則第4条第3項において、使用許可をしたときは、消費生活センター使用許可書（以下「許可書」という。）を交付すると規定しているが、複数年度にわたる許可書が当センターで保管されていた。

適正な事務処理をされたい。

保険管理課

1 国民健康保険医療団体補助金交付事務について

当課では、市民の健康管理、体力の維持増進、疾病予防のための趣旨普及を行うとともに、市民がより良質な医療を受けることができるよう医療技術の向上に寄与することを目的とし、国民健康保険医療団体補助金交付要綱（以下「要綱」という。）を制定し、市内の医療団体に対し、補助金を交付している。

ところで、企画財政部が策定した団体に対する補助制度運用基準において、あらかじめ補助対象となる費目を定めるとされているが、要綱で規定していない。

適正な事務処理をされたい。

2 特定健診受診率向上対策事業に係る業務委託契約について

当課では、特定健診受診率向上対策事業について、業者及び大阪府国民健康保険団体連合会と三者契約を締結している。

ところで、当該委託契約事務において、以下の留意すべき事項が見受けられた。

適正な事務処理をされたい。

- (1) 契約書に規定する委託料単価表の単価と見積書の単価が異なっているもの。
- (2) 契約書に、令和2年の民法改正を反映した解除権に関する条項を規定していないもの。
- (3) 契約書において、事業企画及び運営費の委託料の請求は、内容確認のための議事録が送達された時可能となると規定しているが、議事録が送達されていないもの。

3 国民健康保険生きがい・健康づくり推進事業企画運營業務委託契約について

当課では、国民健康保険被保険者の健康の保持、増進に係る事業及び生きがい、健康づくりに係る事業等の実施により、被保険者の健康、ひいては国民健康保険事業の安定的運営の確保を目途として、国民健康保険生きがい・健康づくり推進事業企画運營業務にかかる委託要綱を制定し、各リージョンセンター企画運営委員会と委託契約を締結している。

ところで、当該委託契約事務において、以下の留意すべき事項が見受けられた。

適正な事務処理をされたい。

- (1) 契約書に、令和2年の民法改正を反映した解除権及び損害賠償に関する条項を規定していないもの。
- (2) 契約書に規定する支払期限から遅延して委託料を支払っているもの。

4 医療保険室一部業務委託契約について

当課では、医療保険室一部業務について債務負担行為を設定し、業者と複数年の委託契約を締結している。

ところで、当該委託契約事務において、以下の留意すべき事項が見受けられた。

適正な事務処理をされたい。

- (1) 労働関係法令の遵守に関する報告書が毎年度提出されていないもの。
- (2) 日報と月報で、窓口取扱件数が一致していないもの。
- (3) 事業報告書が、仕様書に規定する期限を遅延して提出されているもの。

資格給付課

診療報酬返還金の収入未済及び不納欠損について

令和 6 年 12 月末現在で、一般会計及び国民健康保険事業特別会計における診療報酬返還金の収入未済額は現年分及び滞納繰越分をあわせて 207,772,961 円（うち花園病院不正利得分 170,489,788 円）となっている。

また、国民健康保険事業特別会計における令和 5 年度の不納欠損額は 16,013,235 円となっている。

適正な債権管理のため定期的な催告を行うなど、引き続き収入未済の解消に努められたい。

保険料課

1 保険料の収入未済及び不納欠損について

令和 6 年 12 月末現在で、国民健康保険料の収入未済額は、現年分 3,746,643,627 円、滞納繰越分 927,520,897 円で、後期高齢者医療保険料の収入未済額は、現年分 2,605,324,318 円、滞納繰越分 38,636,924 円となっている。

また、国民健康保険料の令和 5 年度の不納欠損額は 248,242,073 円、後期高齢者医療保険料は 10,448,983 円となっている。

新規未納の早期解消を図るため、催告書送付やコールセンターによる電話での納付督促や状況に応じた滞納処分等を行うとともに、令和 6 年 8 月からは SMS（ショートメッセージサービス）による納付勧奨を行っている。また、滞納繰越分については分納誓約の履行管理、財産調査及び滞納処分等に取り組んでいる。

引き続き収入未済の解消に努められたい。

2 出納員事務について

医療保険室長は、出納員として国民健康保険料及び後期高齢者医療保険料並びに納付証明書発行手数料等の収納事務を所管している。

ところで、財務規則第 26 条の 2 第 4 項において、出納員は収納金を即日又はその翌日に収納金融機関に払い込まなければならないと規定されているが、手数料の払込みが遅延しているものが見受けられた。

適正な事務処理をされたい。

国民年金課

1 手当返還金の収入未済及び不納欠損について

令和 6 年 12 月末現在の滞納繰越分の収入未済額は、児童手当返還金が 700,000 円、児童扶養手当返還金が 9,534,500 円、子ども手当返還金が 18,000 円となっている。

また、令和 5 年度の不納欠損額は、児童手当返還金が 30,000 円、児童扶養手当返還金が 621,170 円となっている。

早期回収のため催告を積極的に行うなど、引き続き収入未済の解消に努められたい。

2 法改正対応改修業務委託契約について

当課では、子ども子育て支援法及び児童手当法の一部を改正する法律による制度改正に対応するため、システム改修業者と委託契約を締結している。

ところで、当該委託契約事務において、以下の留意すべき事項が見受けられた。

適正な事務処理をされたい。

- (1) 契約書に、令和 2 年の民法改正を反映した解除権に関する条項を規定していないもの。
- (2) 履行保証保険契約の締結が遅延しているもの。
- (3) 委託先から再委託承認願が提出されているものの、書面による承認を行っていないものの。

医療助成課

1 封入封緘作業業務委託契約について

当課では、医療証の封入封緘作業業務について、業者と単価契約を締結している。

ところで、当該委託契約事務において、以下の留意すべき事項が見受けられた。

適正な事務処理をされたい。

- (1) 契約締結により直ちに権利義務が発生し、具体的な支出義務が生じるとして契約締結時に支出負担行為を行っているが、契約書に総額が記載されていないもの。
- (2) 契約書に、令和2年の民法改正を反映した解除権及び損害賠償に関する条項を規定していないもの。
- (3) 契約書に、暴力団排除に関する条項の一部を規定していないもの。
- (4) 契約書に、破産法等に基づく解除に係る違約金に関する条項を規定していないもの。
- (5) 契約単価と発注件数から算定した支出見込額が予算額を超過するにもかかわらず、契約締結時に予算額の範囲内で支出負担行為を行い、後日、他事業からの予算振替により支出負担行為更正を行っているもの。

2 印影印刷事務について

公印規則第8条第2項において、公印の印影を印刷する必要があるときは、その都度法務文書課長に協議しなければならないと規定され、当課では各医療証の作成に際し、印影印刷協議を行っている。

ところで、印影印刷を業者に請け負わせるときは、発注時に印影印刷遵守事項確認書を提出させるよう、法務文書課からの印影印刷同意書で指示されているものの、発注時ではなく印刷文書の作成完了時に提出されている。

適正な事務処理をされたい。

監 報 第 1 0 号

令和7年3月26日

東大阪市監査委員 向 川 茂 弘

同 牧 直 樹

同 菱 田 英 継

同 木 村 芳 浩

監査結果報告の提出について

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定による定期監査等を実施し、同条第9項の規定により監査の結果に関する報告を決定したので提出します。

監査結果報告書

第1 東大阪市監査基準への準拠

令和6年度下期定期監査は、東大阪市監査基準に準拠して実施した。

第2 監査の種類

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項に基づく定期監査等

第3 監査の対象

都市計画室の所管事務（主に令和6年度分）

第4 監査の着眼点

今回の監査は、主に令和6年度の財務に関する事務の執行について、その事務が関係法令にのっとり、適正かつ効率的に行われているか、また、令和6年度の定期監査の重点項目として定めた①内部統制、②契約事務、③財産管理の各項目が適正に行われているかを主眼として実施した。

第5 監査の主な実施内容

監査にあたっては、あらかじめ資料の提出を求め関係職員から説明を聴取するとともに、関係帳票の全部又は一部の提出を求め、内容の点検、確認、照合等を行った。

第6 監査の実施場所及び日程

- 1 実施場所 監査委員事務局執務室ほか
- 2 実施日程 令和7年1月20日から令和7年3月26日まで

第7 監査の結果

監査の結果、次のとおり検討又は改善を要する事項が見受けられた。以下に指摘した検討又は改善を要する事項については必要な措置を講ずるとともに、既に是正された等のため報告を省略した事項にも留意し、適正な事務の執行に努められたい。

なお、検討又は改善を要する事項について必要な措置を講じられた場合は、その旨通知されたい。

<検討又は改善を要する事項>

都市計画室

物品の管理について

財務規則第 174 条において、各部等の長は、その所管に属する物品を管理しなければならないと規定されている。

ところで、物品の管理について、以下の留意すべき事項が見受けられた。

適正な事務処理をされたい。

- (1) 備品管理システムに登録されている備品について抽出により確認したところ、現物が見当たらないもの。
- (2) 備品以外の物品のうち、庁内 LAN パソコンを除くパソコンについては、物品管理台帳を作成し、管理するよう会計管理者から通知されているが、無償譲渡を受けたパソコンについて、物品管理台帳を作成していないもの。

監 報 第 1 1 号

令和7年3月26日

東大阪市監査委員 向 川 茂 弘

同 牧 直 樹

同 菱 田 英 継

同 木 村 芳 浩

監査結果報告の提出について

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定による定期監査等を実施し、同条第9項の規定により監査の結果に関する報告を決定したので提出します。

監査結果報告書

第1 東大阪市監査基準への準拠

令和6年度下期定期監査は、東大阪市監査基準に準拠して実施した。

第2 監査の種類

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項に基づく定期監査等

第3 監査の対象

交通戦略室の所管事務（主に令和6年度分）

第4 監査の着眼点

今回の監査は、主に令和6年度の財務に関する事務の執行について、その事務が関係法令にのっとり、適正かつ効率的に行われているか、また、令和6年度の定期監査の重点項目として定めた①内部統制、②契約事務、③財産管理の各項目が適正に行われているかを主眼として実施した。

第5 監査の主な実施内容

監査にあたっては、あらかじめ資料の提出を求め関係職員から説明を聴取するとともに、関係帳票の全部又は一部の提出を求め、内容の点検、確認、照合等を行った。

第6 監査の実施場所及び日程

- 1 実施場所 監査委員事務局執務室ほか
- 2 実施日程 令和7年1月24日から令和7年3月26日まで

第7 監査の結果

監査の結果、次のとおり検討又は改善を要する事項が見受けられた。以下に指摘した検討又は改善を要する事項については必要な措置を講ずるとともに、既に是正された等のため報告を省略した事項にも留意し、適正な事務の執行に努められたい。

なお、検討又は改善を要する事項について必要な措置を講じられた場合は、その旨通知されたい。

<検討又は改善を要する事項>

交通戦略室

1 資金前渡事務について

当室では、財務規則第 41 条の規定に基づき、駐車場使用料、裁決申請等手数料等について、資金の前渡を受けている。

ところで、資金前渡事務について、以下の留意すべき事項が見受けられた。

適正な事務処理をされたい。

- (1) 同規則第 206 条の 7 において、資金前渡職員は現金出納簿を備えなければならないと規定されているが、裁決申請等手数料について備えていないもの。
- (2) 駐車場使用料について、前渡資金を受ける前に費用を立て替えて支出しているもの。
- (3) 同規則第 43 条において、随時の費用に係るものについては、資金交付の目的が完了した日から休日を除いて 5 日以内に、精算命令書に証拠書類を添えて、当該支出を命令した各部等の長に提出し、直ちに会計管理者に送付すると規定されているが、裁決申請等手数料について精算が行われていないもの。

2 行政財産の目的外使用許可事務について

当室では、所管する土地の一部について行政財産の使用許可を行っている。

ところで、当該使用許可事務において、以下の留意すべき事項が見受けられた。

適正な事務処理をされたい。

- (1) 行政財産の目的外使用は、財務規則第 149 条第 1 項各号で規定する場合に限り許可することができると規定されているが、使用許可起案に根拠となる条項を記載していないもの。
- (2) 使用許可申請書については、申請者の押印は、自署を除き本人確認などで文書の真正性が担保された場合にその旨を起案摘要欄等に記すことで省略することができると企画財政部から通知されているが、起案摘要欄等に記載せず、押印を省略しているもの。
- (3) 使用許可申請書において、許可物件の地番等の加筆修正が行われているが、適正な訂正処理を行っていないもの。